

株式会社モンスターラボホールディングス  
定 款

2006年1月5日 作成  
2006年1月18日 公証人認証  
2006年2月3日 会社設立

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社モンスターラボと称し、英文では Monstarlab Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。

1. 企業向けコンサルティング、ソフトウェアの企画、開発、運用、マーケティング
2. 自社ソフトウェアの企画、開発、販売、運用、保守及びコンサルティング
3. 労働者派遣事業
4. 有料職業紹介事業
5. 音楽、映像等のコンテンツの企画・制作・配信・販売及びコンサルティング
6. 教育事業
7. コワーキングスペース事業
8. 子会社に対する経営コンサルティング業務
9. 有価証券の取得、保有、運用及び売買
10. コンサート、イベント等の企画、主催及びチケットの販売
11. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機 関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 150,000,000 株  
A 種種類株式 33,000,000 株

(単元株式数)

第 7 条 当社の普通株式の 1 単元の株式数は 100 株とし、A 種種類株式の 1 単元の株式数は 1 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 2 章の 2 A 種種類株式

(剰余金の配当)

第 10 条の 2 (A 種優先配当金)

当社は、各事業年度末日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。）に対し、第 10 条の 9 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 (A 種優先配当金の金額)

A 種優先配当金の額は、3,300,000,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、以下に定める配当年率を乗じて算出した額とする。

配当年率 = 日本円 TIBOR（6 カ月物） + 2.0%

「日本円 TIBOR（6 カ月物）」とは、配当基準日が属する事業年度の初日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「配当年率決定日」という。）の午前

11 時における日本円 6 カ月物 トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（ただし、日本円 TIBOR の公表主体が、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと合理的に認められるものを指すものとする。なお、配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。「営業日」とは、東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

### 3 （参加条項）

当社が A 種種類株主等に対して、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額（本条第 4 項に定める。）を配当した後、普通株主等（第 10 条の 9 第 1 項に定める。）に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A 種種類株主等に対して、A 種種類株式 1 株につき、それぞれ、普通株式 1 株当たりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

### 4 （累積条項）

ある事業年度において A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該配当に係る配当基準日が属する事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本項に従い累積した A 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）まで、同事業年度に係る本条第 2 項に定める配当年率で単利計算により累積する。本項に従い累積する金額（以下「A 種累積未払配当金相当額」という。）については、第 10 条の 9 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## （残余財産の分配）

### 第 10 条の 3 （残余財産の分配）

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、第 10 条の 9 第 2 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A 種累積未払配当金相当額及び本条第 3 項に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### 2 （非参加条項）

A 種種類株主等に対しては、本条第 1 項のほか、残余財産の分配は行わない。

### 3 （日割未払優先配当金額）

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が 2025 年 12 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算を行う方法（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）により算出される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

## （議決権）

第 10 条の 4 A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

- 2 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 10 条の 5 (普通株式対価取得請求権)

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、本条第 2 項に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。) の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること (以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。) ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

2 (A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A 種累積未払配当金相当額及び (iii) A 種日割未払優先配当金額の合計額を、本条第 3 項及び第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算は第 10 条の 3 第 1 項及び第 3 項に準じて行われるものとし、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A 種累積未払配当金相当額及び A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

3 (取得価額)

取得価額は、95.9 円とする。

4 (取得価額の調整)

(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \begin{array}{l} \text{分割前発行済普通株式数} \\ \text{分割後発行済普通株式数} \end{array} \end{array}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \\ \text{取得価額} & = & \text{取得価額} & \times & \begin{array}{l} \text{併合前発行済普通株式数} \\ \text{併合後発行済普通株式数} \end{array} \end{array}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 本項第 (4) 号に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。)) の取得による場合、普通株式を目的とする

新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とし、「発行済普通株式数」は、当社が当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得されまたは当社に対して取得を請求できる株式を発行している場合には、その時点で当該株式の全てがその時点での条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、また、当社が新株予約権を発行している場合には、その時点で当該新株予約権の全てがその時点での条件で行使され普通株式が交付されたものとみなして算定される。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left( \frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\left( \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、本項第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の合計額が本項第(4)号に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生

ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(2) 本項第(1)号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(3) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(4) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(5) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5 (普通株式対価取得請求受付場所)

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

6 (普通株式対価取得請求の効力発生)

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が本条第5項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7 (普通株式の交付方法)

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得条項)

第10条の6 当会社は、払込期日の翌日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容

する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、金銭対価償還日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、A種種類株主に対して、次に定める金銭を交付するものとする。ただし、A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

A種種類株式1株当たりの取得価額は、金銭対価償還日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額をいう。なお、本条においては、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（譲渡制限）

第10条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）

第10条の8 当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

- 2 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3 当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

（優先順位）

第10条の9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

- 2 A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- 3 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

### 第3章 株 主 総 会

（招 集）

第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- 2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

（定時株主総会の基準日）

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(種類株主総会)

第17条の2 第11条から第17条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、11名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠又は増員で選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、前任取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了すべき時までとする。
  - 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、CEO、COOまたはCFO並びにこれらに準じたその役割に応じた呼称の役付取締役を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

2 当会社は、剰余金の配当を行う場合、当会社の財務状況及び今後の事業計画を考慮し、株主の利益を最優先にするものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3 当会社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には、利息をつけない。

## 附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 第19期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

(商号及び目的に関する経過措置)

第3条 現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、第19期定時株主総会に付議される第8号議案「モンスターラボミュージック社との合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、当該合併の効力が発生することを条件としてその効力を生ずるものとし、本条は2025年10月1日をもってこれを削除する。

第4条 現行定款第2条（目的）の変更は、第19期定時株主総会に付議される第9号議案「モンスターラボ社との合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、当該合併の効力が発生することを条件としてその効力を生ずるものとし、本条は2025年10月1日をもってこれを削除する。

2006年9月25日 改定  
2007年2月28日 改定  
2008年8月28日 改定  
2012年2月28日 改定  
2016年3月5日 改定  
2016年9月20日 改定  
2017年3月30日 改定  
2017年6月5日 改定  
2017年12月25日 改定  
2019年3月25日 改定  
2019年6月10日 改定  
2020年3月30日 改定  
2021年7月1日 改定  
2022年3月30日 改定  
2022年6月30日 改定  
2023年1月5日 改定  
2024年3月28日 改定  
2025年3月27日 改定